

情報提供に関する資料

- P1 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン【抜粋】
- P2-4 Lアラートの概要、Lアラートの合同訓練の実施
- P5-7 豊岡市の防災情報伝達例(平成26年10月 台風19号)
- P8 臨時災害放送局(FM放送)の開設

平成27年11月17日
水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ(第1回)

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン【抜粋】

10.2 避難勧告等の伝達手段（P60）

防災情報の伝達は、**共通の情報を様々な伝達手段を組み合わせることで、広く確実に伝達することが基本**である。

そのために、市町村防災行政無線等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、**必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段であるPUSH型の伝達手段を活用する**。ただし、PUSH型の伝達手段のうち、屋外拡声器を用いた市町村防災行政無線（同報系）での伝達については、**大雨等により屋外での音声による伝達が難しい面もあることから**、市町村防災行政無線（同報系）戸別受信機、IP（Internet Protocol）告知システム、緊急速報メール、登録制メールやコミュニティFM（自動起動ラジオを使用する場合）等の**屋内で受信可能な手段を組み合わせる**。

さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH型に加え、市町村ホームページのほか、SNS、CATV、コミュニティFM（一般のラジオ端末を使用する場合）、テレビ・ラジオやウェブ、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段である**PULL型手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組む**。その際には、**より効率的に情報を伝達するため、アラートも活用していくべき**である。

なお、PUSH型からPULL型に誘導する場合、例えば市町村のホームページの活用にあたっては緊急時のアクセス増によりサーバーがダウンしないよう回線増設等の対応を検討するとともに、市町村に問い合わせが殺到しないよう、伝達内容を工夫する必要がある。

また、防災情報が住民に迅速かつ確実に伝達されるよう、防災情報を伝達する役割を担うマスコミ、通信事業者と平時から連携をとっておかなければならない。

避難勧告等を住民に伝達する主な手段は下記のとおりである。

- ① TV放送（ケーブルテレビを含む）
- ② ラジオ放送（コミュニティFMを含む）
- ③ 市町村防災行政無線（同報系）（屋外拡声器、戸別受信機）
- ④ IP告知システム
- ⑤ 緊急速報メール
- ⑥ ツイッター等のSNS
- ⑦ 広報車、消防団による広報
- ⑧ 電話、FAX、登録制メール
- ⑨ 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ

10.3 伝達手段別の注意事項（P60）

あらかじめ、全ての伝達手段について、その手順を確認し、伝達を受ける側が限定される場合は、確実に伝達されるかの訓練も実施する必要がある。

さらに、例えば、人口や面積の規模が大きい市町村において、**夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合、PUSH型手段による避難勧告等について、必要なエリアに伝達することが有効である**と考えられる。同報系防災行政無線やIP告知放送等については、市町村単位よりもエリアを限定して情報伝達できるものもあることから、地域の実情に応じて、その有効性や運用上の課題等を考慮した上で、PUSH型手段の提供範囲等を検討する必要がある。

10.4 要配慮者、避難支援関係者等への伝達（P63）

災害対策基本法改正により、要配慮者及び避難支援関係者へ避難勧告等を確実に情報伝達することの必要性が改めて位置付けられた。

特に、要配慮者の迅速・確実な避難においては、家族・親戚、福祉サービス事業者、近隣住民等の避難支援関係者への情報伝達を行い、避難誘導の支援を行うことが極めて重要である。

10.4.1 避難行動要支援者への伝達（P63）

要配慮者のうち、特に支援が必要な避難行動要支援者への情報伝達では、**障害等の特性に応じた、多様な伝達手段を活用し、確実に情報周知できる体制を整えることが必要**である。

聴覚障害者：FAXによる災害情報配信、聴覚障害者用情報受信装置、戸別受信機（表示板付き）

視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話、戸別受信機

肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話

その他：メーリングリスト等による送信

字幕放送・解説放送（副音声や2か国語放送など）
2以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）・手話放送

SNS等のインターネットを通じた情報提供

Lアラートの概要

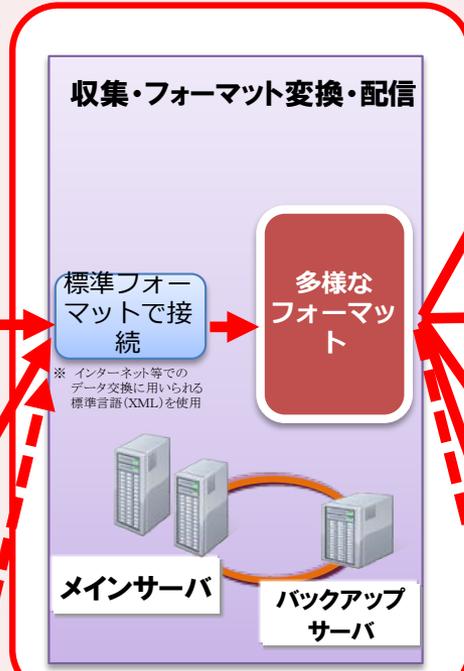
情報発信

市町村
災害時の避難勧告・指示、お知らせ等

都道府県
防災情報システム
防災情報・お知らせ等

中央省庁等
・Jアラート情報(消防庁)
・気象情報(気象庁)
※総合防災情報システム(内閣府)とも接続予定

ライフライン等
通信、電気、ガス、交通、生活必需品等



- ① テキスト情報の受信・配信等の機能
 - ② 複数のフォーマットへの変換を行う機能
- を有する防災情報伝達の共通基盤を構築

情報伝達

テレビ事業者 (ケーブル地上波)

システム接続

情報閲覧・入力

ラジオ事業者

情報閲覧

読み上げ

ネット事業者

システム接続

携帯電話事業者

システム接続

新たなサービス事業者
(サイネージ、カーナビ等)



地域住民

デジタルTV
データ放送 など (テキストで表示)

ラジオ
緊急放送 (音響で伝達)
○月○日、××町で災害対策本部が設置……

インターネット等
ウェブ配信 (テキストで表示)

携帯電話・スマートフォン
緊急速報メール (エリア内全員にプッシュ配信)
防災アプリの活用 (アプリ利用者にはプッシュ配信)

サイネージ、カーナビ等

(拡充予定)

Lアラートの合同訓練の実施①

1. 合同訓練の趣旨

- Lアラートの活用には、自治体・メディア等が連携して平時から運用に習熟しておくことが必要。
- 各県合同で訓練を行うことにより、全国的な訓練の機会を提供し、県域を超えた情報共有の経験を深めるとともに、国民向けの広報強化や新たな利活用方法の実証にも活用可能。
- 平成25年6月に初めて実施し、27年に3回目を実施。NHK、民放や全国紙・地方紙等で大きく報道。

2. 25年度合同訓練の様相

- 12府県が参加。
- IPサイマルラジオのradiko.jpと接続して視聴画面に訓練情報をデモ展示。
- 自動販売機に併設されているサイネージへの訓練情報の表示も実証。



サイネージへの表示実証

Lアラート情報表示

3. 26年度合同訓練の様相

- 26都道府県が参加。
- 各種メディアが訓練情報を実際に伝達。
 - ・データ放送への表示(NHK、民放)
 - ・訓練用ポータルサイトへの表示(ヤフー)
 - ・カーナビ等への表示実証 (ITS JAPAN)
- 全国14か所で閲覧会を実施。(総合通信局主催)

カーナビ等への表示実証
(ITS Japan)



Lアラートの合同訓練の実施②

27年度合同訓練

- 自治体担当者のLアラートの運用習熟の徹底（情報発信した都道府県は16→27に増加）
- 一般利用者や地域住民向けの周知啓発活動の展開（Fujisawa SST等におけるイベントの実施）

○平成27年6月3日（水）・4日（木）の2日間

○以下の27都道府県が訓練に参加

北海道、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、宮崎県、沖縄県

※下線は初めて参加した11府県。なお、福島県と高知県（午後分）は、6月10日（水）に実施。

○訓練内容

- ・都道府県は予め作成した訓練シナリオに基づき、避難勧告・指示情報、開設避難所情報等をLアラートに発信
- ・各種メディアが訓練情報を伝達（データ放送への表示（NHK・民放）、訓練用ポータルサイトへの表示（ヤフー）等）

○関連イベント

・藤沢市（Fujisawa SST（サステイナブル・スマートタウン））における情報伝達実験

⇒パーソナルサイネージやタブレットを通じた訓練模様の閲覧

・名鉄百貨店前（ナナちゃんストリート）におけるデモ

⇒データ放送やスマホ等を通じた訓練模様の閲覧、Lアラート紹介

・その他ケーブルテレビ事業者向け閲覧会（関東、近畿）の開催等



藤沢市（Fujisawa SST）でのデモの様子

家庭の大型テレビ（パーソナルサイネージ）が強制起動されてLアラート情報を表示。

名鉄百貨店前でのデモの様子

データ放送やアプリ、サイト等にLアラート情報が出てくる様子を紹介。



豊岡市の防災情報伝達例（平成26年10月 台風19号）

■ 台風19号情報（防災行政無線放送 **1回目**）平成26年10月9日 19:30放送

（略）台風19号への警戒についてお知らせします。（略）兵庫県への最接近は13日月曜日頃の見込みです。台風19号の予想進路は、平成16年の台風23号が通ったコースに非常によく似ており、現在の予測では近畿地方に上陸する可能性が高まっています。（略）



■ 台風19号情報（防災行政無線放送 **2回目**）平成26年10月10日 19:30放送

（略）台風19号の接近に備え、土砂災害への警戒についてお伝えします。（略）土砂災害は、一旦発生すると一瞬で人の命を奪ってしまうことから、早め早めに避難行動を取ることが必要です。徐々に水位が上昇する洪水と違って、土砂災害の危険度は一気に高まります。そのため、場合によっては、指定避難所の開設が間に合わなくても避難勧告等を発令します。このときは、該当地域の皆さんは、直ちに命を守る行動を取ってください。命を守る行動とは、指定避難所への避難だけでなく、ご近所、ご親戚への避難、またご自宅2階の山から離れた部屋で過ごすなど、とにかく少しでも山から離れることが必要です。（略）



■ 台風19号情報（防災行政無線放送 **3回目、4回目**）平成26年10月11日 13:00、19:30放送

（略）台風19号の接近に備え、あらかじめ市が発令する避難情報の意味についてお伝えします。市は、危険度が高まるのに合わせ、「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の順番に、どれくらい危険かを皆さんにお伝えします。市は、まず最初に避難準備情報を発令します。これは今後、避難勧告を出すかもしれないという予告で、市民の皆さんに避難の準備を求めるものです。特に避難に時間のかかる要援護者の方などは、できるだけこの段階での避難をお願いします。次に市は、避難勧告を発令します。これは、対象地域で災害の危険性が高まったため、その地域の方に避難を求めるものです。最後に市は、避難指示を出します。これは危険が迫っています、直ちに避難を完了してくださいという意味です。（略）



■ 台風19号情報（防災行政無線放送 **5回目**）平成26年10月12日 18:30放送

（略）大型で強い勢力の台風19号は、明日の午後10時頃に兵庫県に最接近する見込みです。台風の接近に伴って明日の明け方から強風域に入り、昼過ぎ頃から徐々に雨が強まります。特に明日の午後6時頃から翌朝にかけて、非常に激しく雨が降る恐れがあり警戒が必要です。今回の台風は、大雨に合わせ強風が吹きますので、不要な外出はできるだけ控えてください。また、河川や水路には絶対に近づかないようお願いします。次にイベントの中止についてお知らせします。台風の接近に伴い、13日に豊岡市民プラザにおいて開催を予定しておりました「豊岡市認知症フォーラム」を中止いたします。（略）



豊岡市の防災情報伝達例（平成26年10月 台風19号）



■ 台風19号情報（防災行政無線放送 6回目）平成26年10月13日 11:15放送

（略）大型で強い勢力の台風19号は、本日午後9時頃に兵庫県に最接近する見込みです。台風の接近に伴い、午前10時35分、豊岡市に大雨・洪水・暴風警報が発表されました。今後、風雨が強まりますので、不用不急の外出を控えるようにしてください。特に、海岸部や河川、水路には絶対に近づかないようお願いします。

本市は、台風の接近に備えて、現在警戒態勢を取っています。今後、危険度が高まるのに合わせ、まず「避難準備情報」、次に「避難勧告」、最後に「避難指示」の順番に、市民の皆さんに情報提供いたします。今後の市の情報に十分ご注意ください。



■ 台風19号情報（防災行政無線放送 7回目）平成26年10月13日 14:00放送

（略）豊岡市は、台風の接近に備えて、午後1時に本庁に警戒本部を設置しました。台風の接近に伴い、今後雨は徐々に強まってきます。特に午後6時以降は、30mmを超える大雨が降り続く可能性があります。山沿いにお住まいの方は、自宅2階の山から離れた部屋で過ごすなど、大雨に十分ご注意ください。今後、土砂災害の危険性が高まると、小学校区単位で避難情報を発令します。今後の市の情報に十分ご注意ください。



■ 台風19号情報（防災行政無線放送 8回目）平成26年10月13日 15:50放送

（略）豊岡市では、台風の接近に伴い雨がしだいに強まっています。現時点では、円山川など主要河川の水位も余り上昇しておらず、まだ避難準備情報を出す段階にありませんが、今後日暮れから深夜にかけて、一時間に最大40mm～60mmの非常に激しい雨が降り続くことが予測されており、土砂災害等の危険性が高まってきます。豊岡地域では、夜間の避難が不安な方のために、明るいうちに自主避難できるよう次の施設を自主避難所として開設しましたのでご利用ください。市が開設している自主避難所は、豊岡地区公民館、八条地区公民館、三江地区公民館、JAたじま農業センター、中筋小学校、神美地区公民館、五荘小学校、五荘地区公民館大浜分館、田鶴野小学校、奈佐地区公民館、豊岡北中学校です。自主避難の際には、非常食・飲料水、常備薬などの非常持ち出し品を携行いただくようお願いします。

なお、今後、災害が発生する危険性が高まったときは、例え深夜であっても、防災行政無線から大音量で「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の順に情報を流しますことをご承知ください。



豊岡市の防災情報伝達例（平成26年10月 台風19号）



■ 台風19号情報（防災行政無線放送 **9回目**）平成26年10月13日 19:00放送

（略）台風の本市への最接近は、午後8時頃の見込みです。本市は、台風の接近に備えて、午後6時に災害警戒本部を災害対策本部に切り替えました。台風19号は、本市を通過後も引き続き雨を降らせ続け、明日の朝までに200mmを超える降水量が見込まれています。この降水量は土砂災害に警戒を要する数値で、山沿いにお住まいの方は警戒が必要です。現時点では、まだ避難準備情報を出す段階にありませんが、土砂災害に備えて、ご自宅2階の山とは反対側の部屋で過ごすなど、各自で安全対策を取ってください。なお、今後、災害が発生する危険性が高まったときは、例え深夜であっても、防災行政無線から大音量で「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の順に情報を流しますことをご承知ください。



■ 台風19号情報（防災行政無線放送 **10回目**）平成26年10月13日 22:30放送

（略）本市は、台風19号の接近に備え、早めの自主避難を希望される方のために、夕刻より小学校区に1か所自主避難所を開設いたしました。しかし、台風の通過により大雨のピークが過ぎ、今後、洪水や土砂災害に関する避難勧告を出す可能性が小さくなったこと、夜間の移動には危険が伴うことから、現在、避難者がおられない避難所を閉鎖することにいたします。（略）



■ 台風19号情報（防災行政無線放送 **11回目**）平成26年10月14日 10:45放送

（略）本日、午前7時30分をもって全ての自主避難所を閉鎖しました。午前7時49分には、豊岡市に発表されていた洪水警報、波浪警報が解除されました。また、各支所に設置していた警戒本部も全て廃止したので、それに合わせて、午前10時30分、豊岡市災害対策本部を廃止いたしました。

臨時災害放送局（FM放送）の開設

報道資料

平成27年9月14日

関東総合通信局

茨城県常総市に臨時災害放送局(FM放送)の開設

《豪雨災害に係る情報提供を目的に茨城県常総市が開設》

総務省関東総合通信局(局長:山田 俊之(やまだ としゆき))は、茨城県常総市から申請のあった臨時災害放送局(FM放送)に対して、平成27年9月14日付で免許しました。

この放送局は、9月10日に発生した豪雨による災害の被災者に対し、迅速かつきめ細かい情報の提供を行い、被害の軽減に資することを目的とするものです。

記

臨時災害放送局の概要

申請者	常総市(市長:高杉 徹)
所在地	茨城県常総市水海道諏訪町3222-3
識別信号	呼出符号:JOYZ3Q-FM 呼出名称:じょうそうまいがいえフエム
周波数	89.2MHz(メガヘルツ)
空中線電力	50W(ワット)
無線設備の設置場所	送信所:茨城県常総市 演奏所:茨城県常総市水海道諏訪町
放送対象区域	茨城県常総市の一部
免許の有効期間	平成28年3月31日

【臨時災害放送局】

臨時災害放送局とは、暴風・豪雨・洪水・地震・大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的とし、臨時かつ一時的に開設される超短波(FM)放送局です。